様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　 　2024年　9月　5日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな） にっぽんえくすぷれすほーるでぃんぐすかぶしきがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称 NIPPON EXPRESS ホールディングス株式会社  （ふりがな） ほりきり さとし  （法人の場合）代表者の氏名 堀切 智  住所　〒101-0024 東京都千代田区神田和泉町2番地  法人番号　 5010001223668  　情報処理の促進に関する法律第３２条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ① NXグループ統合報告書2024  ② NXグループ経営計画2028 | | 公表日 | ① NXグループ統合報告書2024： 2024年6月28日  ② NXグループ経営計画2028： 2024年2月14日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ① NXグループ統合報告書2024  ・公表方法：当社ホームページに掲載  ・公表場所：https://www.nipponexpress-holdings.com/ja/pdf/ir/library/anual/NXGroupIntegratedReport2024\_JP\_ALL.pdf  ・記載箇所：P3  ② NXグループ経営計画2028  ・公表方法：当社ホームページに掲載  ・公表場所：https://www.nipponexpress-holdings.com/ja/pdf/ir/event/policy-meeting/2028\_management\_plan.pdf  ・記載箇所：P7、P12、P19、24 | | 記載内容抜粋 | ■2037年長期ビジョンとして、「グローバル市場で存在感を持つロジスティクスカンパニー」を掲げており、企業理念や価値観と紐づけて公開している。  ■2028年までの具体的な経営戦略は以下のとおり。  ・ グローバル市場での事業成長の加速  ・ 日本事業の再構築  ・ サステナビリティ経営の推進  ■それぞれの経営戦略の方向性  ・グローバル市場での事業成長の加速： グローバルでEnd to Endソリューションの提供  ・日本事業の再構築： 顧客志向の強い企業への変革、収益力の高い企業への変革、選ばれる企業への変革  ・サステナビリティ経営の推進： 5つのマテリアリティを設定（サステナブル・ソリューションの開発・強化、グローバル・サプライチェーンの強靭化、気候変動への対応強化、イノベーションを生む人財力の向上、人権の尊重と責任ある企業活動の実現） | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ① NXグループ統合報告書2024  取締役会で決議されたNIPPON EXPRESS ホールディングスディスクロージャーポリシーの定めに従い、代表取締役社長の承認を経て公表している。  ② NXグループ経営計画2028  取締役会承認された方針（経営計画の方向性）に基づき作成・公開している。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ① NXグループ統合報告書2024  ② NXグループ統合報告書2023  ③ NXグループ統合報告書2022 | | 公表日 | ① NXグループ統合報告書2024： 2024年6月28日  ② NXグループ統合報告書2023： 2023年6月30日  ③ NXグループ統合報告書2022： 2022年7月1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ① NXグループ統合報告書2024  ・公表方法：当社ホームページに掲載  ・公表場所：https://www.nipponexpress-holdings.com/ja/pdf/ir/library/anual/NXGroupIntegratedReport2024\_JP\_ALL.pdf  ・記載箇所：P48、P49、P51  ② NXグループ統合報告書2023  ・公表方法：当社ホームページに掲載  ・公表場所：https://pdf.irpocket.com/C9147/KSWQ/tFbw/JCWX.pdf  ・記載箇所：P54  ③ NXグループ統合報告書2022  ・公表方法：当社ホームページに掲載  ・公表場所：https://pdf.irpocket.com/C9147/BUJq/wImc/zVW9.pdf  ・記載箇所：P42 | | 記載内容抜粋 | ■NXグループのDX戦略として、「両利きのDX」を標榜している。すなわち、既存事業の効率化・省人化を目的とする「デジタル化」と、未来の柱になり得る事業領域の「DX」を並行して推進する方針を打ち出している。（公表媒体①）  ■具体的には、「DXロードマップ」を策定し、「事業の変革」「データ利活用基盤の構築」「事業の創造」「研究・定点観測」「DX推進体制」の5テーマを連携させながら、DXを実現する方針を打ち出している。（公表媒体②)  ■DX戦略の各テーマにおいて、デジタル技術を用いたデータ活用に関する取組を実施している。  ・既存事業の効率化  事例） AIと量子技術に強みを持つグルーヴノーツ社に出資し、人員・車両運用・倉庫保管の最適化を目指して実証実験を実施している。（公表媒体①)  ・付加価値の創造  事例） 国内輸送におけるCO2排出量を可視化する「エコトランス・ナビ」に加えて、国際輸送をカバーした「NX-GREEN Calculator」を提供している。（公表媒体①) | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①NXグループ統合報告書2024、②NXグループ統合報告書2023および③NXグループ統合報告書2022  取締役会で決議されたNIPPON EXPRESS ホールディングスディスクロージャーポリシーの定めに従い、代表取締役社長の承認を経て公表している。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 1. NXグループ統合報告書2022   ・公表方法：当社ホームページに掲載  ・公表場所：https://pdf.irpocket.com/C9147/BUJq/wImc/zVW9.pdf  ・記載箇所：P42   1. NXグループ統合報告書2024   ・公表方法：当社ホームページに掲載  ・公表場所：https://www.nipponexpress-holdings.com/ja/pdf/ir/library/anual/NXGroupIntegratedReport2024\_JP\_ALL.pdf  ・記載箇所：P46、P51 | | 記載内容抜粋 | ■サステナブルな社会・産業・物流市場の維持・発展に向けて当社グループが取り組むべき課題と捉え、この課題を解決するためにはDXが不可欠であるという考えから、経営戦略本部内にDX推進部を設置している。（公表媒体①）  ■DX人財育成に関する以下の施策に取り組んでいる。  ・DXを推進する４種のDX人財を定義し、グループ58,000人を対象とした新たな DX人財の育成プログラムを開始。  ・2024 年度は、DX人財育成プログラムの１つである、DXプロジェクトリーダー研修の規模を拡大するほか、グローバル展開や他の DX人財を育成する研修の実施も検討。  ・グループ全体への DX 浸透に向けて、グループポータルサイトを構築し、DX に関するさまざまな知見・情報や取り組み事例を NXグループ内に共有している。  ・双方向の情報共有や交流を目的とした DXコミュニティ（DX for ALL）を開設し、ナレッジの共有、意見交換、ビジネスアイデア創出などを実施。（公表媒体②）  ■DX人財育成の目標数値として「DX人材専門教育プログラム累計受講者数（2028年までに400人）」を設定・公表している。（公表媒体②） |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ① NXグループ統合報告書2023  ・公表方法：当社ホームページに掲載  ・公表場所：https://pdf.irpocket.com/C9147/KSWQ/tFbw/JCWX.pdf  ・記載箇所：P54  ② NXグループ統合報告書2024  ・公表方法：当社ホームページに掲載  ・公表場所：https://www.nipponexpress-holdings.com/ja/pdf/ir/library/anual/NXGroupIntegratedReport2024\_JP\_ALL.pdf  ・記載箇所：P41 | | 記載内容抜粋 | ■DX戦略を推進するため、データ利活用基盤を構築している。現在は、事業活動で発生するデータを入力・保管・加工し、データの閲覧や分析が可能な状態になっている。今後は、新たな価値創出に向け、必要なデータを収集し、AIやBIで利用しやすい環境の構築・運用に取り組む。（公表媒体①)  ■2028年度までの５年間で、500億円のDX投資を見込んでいる。（公表媒体②) |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | NXグループ統合報告書2024 | | 公表日 | 2024年6月28日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ・公表方法：当社ホームページに掲載  ・公表場所：https://www.nipponexpress-holdings.com/ja/pdf/ir/library/anual/NXGroupIntegratedReport2024\_JP\_ALL.pdf  ・記載箇所：P46 | | 記載内容抜粋 | ■DX戦略の達成度を測る指標として、以下の項目を公表している。  ・事業の創造による利益貢献額累計： 2028年までに87億円  ・事業の改革による生産性向上効果額累計：2028年までに730億円  ・自動化技術導入による作業の削減時間累計（2023年比）： 2028年までに218万時間  ・DX人材専門教育プログラム累計受講者数： 2028年までに400人 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024年6月28日 | | 発信方法 | ・NXグループ統合報告書2024  ・公表方法：当社ホームページに掲載  ・公表場所：https://www.nipponexpress-holdings.com/ja/pdf/ir/library/anual/NXGroupIntegratedReport2024\_JP\_ALL.pdf  ・記載箇所：P20 | | 発信内容 | ■NIPPON EXPRESSホールディングス株式会社 代表取締役社長 社長執行役員 堀切からのメッセージが、統合報告書の中で発信されている。  （以下、引用）  『長期ビジョンの実現を目指す2037年は今から13年後となりますが、この間に地球環境への配慮・貢献などはさらに重要度を増し、サプライチェーンの最適化や、人手不足、脱炭素などの社会課題対応に加え、さまざまな先端技術が開発される中、当社はデジタル化やDX戦略の下、データ利活用基盤の構築や、人財の育成等を進めております。』 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2022年 8月頃　～ 継続実施中 | | 実施内容 | IPAの「DX推進指標」 自己診断結果入力サイトを利用 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2022年 1月頃　～ 現在 | | 実施内容 | ■以下のガイドラインに従って、セキュリティ対策を実施している。  ・ 「システムリスク管理規定」  ・ 「NXグループIT基本方針」  ・ 「NXグループサイバーセキュリティ基本方針」  ・ 「NXグループサイバーセキュリティ対策標準」  ・ 「サイバーセキュリティ中期計画（2022～2023年、2024～2028年）」  ■セキュリティ対策の具体的な内容  ＜組織的・人的対策＞  ・ 情報資産の保護のための統括責任者として、情報システムセキュリティ担当役員を選任している。  ・ NXグループ統一的な視点で情報資産の保護を行うため、IT戦略部内にセキュリティグループを設置している。  ・ グループ各社においては、情報システムセキュリティ管理者を任命している。  ・ グループ各社における情報システムセキュリティ基本方針の遵守状況を把握するため、点検を実施している。  ・ 一部のグループ会社では、全ての従業員に対して情報システムセキュリティに関する教育を継続的に実施している。  ・ 一部のグループ会社が、セキュリティインシデント対応（CSIRT）の体制を新設・変更する際には、当社に報告する運用となっている。  ・ NIPPON EXPRESSホールディングス株式会社、日本通運株式会社、NXキャッシュ・ロジスティクス株式会社、NX情報システム株式会社において、不審メール訓練を実施している（四半期ごと）。  ＜技術的対策＞  ・ ネットワーク・セキュリティ対策（ファイヤーウォールの設置、ネットワーク管理者の設置、暗号化、認証等）を実施している。  ・ アクセス権限対策（アカウント管理、特権アカウント管理、認証管理、対象機器管理等）を実施している。  ・ セキュリティ監視・インシデント対策（ログ管理、インシデント報告体制の整備等）を実施している。  ・ モバイル・セキュリティ対策を実施している。  ・ 脆弱性管理・パッチ対策を実施している。  ・ 外部公開資産のリスク対策を強化している（リスクレベルの引上げ、脆弱性通知運用の強化等）。  ・ サイバーセキュリティに関する脅威情報の収集、分析を行うための脅威インテリジェンスサービスを導入している。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。